

令和 7 年 3 月 2 5 日

行田市教育委員会
教育長 渡辺 充 様

行田市公立学校通学区域等審議会
会 長 柿 沼 耕 一

行田市義務教育学校設置に向けた再編計画について（答申）

令和 7 年 2 月 1 9 日付け行教総第 1 7 6 0 号により諮問を受けた標記の件について、審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

行田市義務教育学校設置に向けた再編計画について
に対する答申

令和7年3月

行田市公立学校通学区域等審議会

1 はじめに

本市の児童生徒数は、ピーク時から想定を超えるスピードで減少しています。これに伴い、学校規模が小さくなり、充実した教育活動の実施や学校生活を送る上で支障が生じています。

市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、こうした状況を改善・緩和し、質の高い教育を実現するため、令和6年8月に「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉」（以下「骨子編」という。）を策定しました。この骨子編は、本市の今後の学校再編の方向性を示すものであり、令和16年度までに市内の中学校8校、小学校12校を再編し、小中一貫教育を実践する義務教育学校を3校設置するというものであります。

教育委員会では、骨子編の内容を踏まえ、「再編後の学校の位置」、「使用する学校（既存か新設か）」及び「新たな学校開設までの具体的なスケジュール」などを示す「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈個別編〉」（以下「個別編」という。）の策定に向けて検討を進めていると伺っています。

こうした中、令和7年2月19日付けで教育委員会より、次の事項の考え方について諮問をいただきました。具体的には、「新校の候補地を検討する上での視点や条件」、「子どもたちの学習面及び生活面の観点から必要となる空間や機能」、「開校時期を平準化すること」の3点であります。

そこで、本審議会では諮問事項について、慎重に審議しました。

その結果については、次のとおりとなります。

2-1 新校の候補地を検討する上での視点や条件について

平成28年度の改正学校教育法の施行により、小中一貫教育制度が整備され、全国各地で小中一貫教育の取組みが進展しつつあります。本市においても、行田ならではの特色あるカリキュラムを編成・実践し、質の高い教育を実現するため、小中一貫教育の良さを効果的に引き出す義務教育学校を設置することが骨子編で示されています。

義務教育学校は、一人の校長の下、小・中学校の教職員集団が一つのチームとなり、義務教育9年間の見通しを持って、学習・生活指導を行っていく学校です。こうした特徴を生かし、効果的な教育活動を実施していくためには、施設形態として、同一敷地内に前期課程、後期課程の校舎が一体的に設置されている「施設一体型」が望ましいと考えられます。その場合、多くの児童生徒が同じ学校に通うことになることから、ゆとりのある学校施設を設置し、子どもたちが伸び伸びと学校生活を送ることができるよう検討していただきたいと思います。

また、義務教育学校3校に再編することにより、これまで以上に通学区域が大きくなりますが、候補地として、可能な限り徒歩通学や自転車通学が多くなるよ

うにするとともに、そうした対応が困難な児童生徒に対しては、スクールバスや地域公共交通機関の利用を検討することが重要です。また、通学区域内における児童生徒の居住分布を踏まえるなど、地域バランスを考慮する必要があります。

2-2 子どもたちの学習面及び生活面の観点から必要となる空間や機能について

文部科学省の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 最終報告」では、『『未来志向』で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する』というキーコンセプトを掲げ、「学び」、「生活」、「共創」、「安全」、「環境」の観点から教育環境の向上に向けた学校施設の姿が例示されています。

こうした学校施設整備の方向性を踏まえた上で、本審議会でも、改めて、新たな学校に必要な空間や機能について、検討を行いました。

まず、学校は子どもたちにとって「学びの場」です。昨今の教育現場では、GIGAスクール構想により、1人1台端末が配備され、授業におけるICTの活用を前提とした新しい学びのスタイルに対応することが求められています。今後も、オンラインやデジタル技術を活用した授業が実施されることに加え、校内のあらゆる空間が学びの場になることを意識する必要があります。

また、義務教育学校では、授業や学校行事などを通じた、異学年交流が実施されることが想定される他、子どもたちの学習の定着度に応じた少人数指導など、多様な教育活動が実施されることも期待しているところです。そのため、様々な学習形態に柔軟に対応できる学習空間が求められます。

さらに、子どもたちの学びは、教員による指導のみに留まりません。地域の皆様など多様な人々との交流を通じて、それぞれが学んだ知識や技術を更に深め、子どもたちの潜在的な能力を開花させていくことも期待できます。そのため、こうした人々が再編後の学校の教育活動や学校運営に積極的に参画していただくことも念頭に置いてほしいと思います。

次に、学校は子どもたちにとって「生活の場」であると捉えることもできます。昨今、温暖化が進んでいる中でも、子どもたちにとって居心地の良い空間づくりを行うとともに、特別な配慮を要する子どもたちを含めて、全ての児童生徒が快適に学校生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考えも取り入れることも大切です。

また、地域の避難所として安心して過ごすことができる空間をつくっていただくことを望みます。

以上、学校施設整備に当たり、様々な視点や考えを申し上げましたが、再編後の学校について、既存の学校を使用するにしても、新設するにしても、子どもたちが「明日また行きたい」と思える魅力的なものになるよう、施設整備を行って

ほしいと願っております。

2-3 開校時期を平準化することについて

義務教育学校の整備に当たっては、大規模な工事になることが想定されますが、就業者不足や時間外労働の上限規制など、昨今の建設業界の動向を踏まえると、3校分の工事を同時期に実施することは困難であることが予想されます。こうした事情を鑑みると、再編後の義務教育学校の開校時期は3校同時ではなく、時期を分けて1校ずつ着実に開校することが望ましいと考えます。

今後、各ブロックでは、新校開校に向けた施設整備をはじめ、校名や校歌など様々な事項について検討が行われていきます。義務教育学校における子どもたちの学びを充実させていくためには、こうした取組みと合わせて、小中一貫教育の核となる教育内容の検討を事前に深めていくことが重要です。是非とも、新校開校前から、教育委員会と学校が連携を図りながら、各中学校区で小中一貫教育に取り組み、良い事例は横展開を図るなど、教育内容の充実にも注力していただきたいと願っております。

なお、骨子編では、児童生徒数が著しく減少し、教育活動に支障が生じている学校は、近隣校への編入を検討することが記載されています。こうした学校では、子どもたちが多様な価値観に触れ、成長していく機会を十分に得られないことから、やむを得ないと認識していますが、実際に実施する場合は、子どもたちの心理的負担に配慮しながら進めていくことが大切です。

3 おわりに

今後、教育委員会で作成した個別編（案）が公表される際は、「再編後の学校の位置」、「使用する学校（既存か新設か）」及び「新たな学校開設までの具体的なスケジュール」などが示されるかと思います。これに伴い、市民の皆様から様々な意見や質問が出ることを予想されます。

教育委員会には、こうした声に真摯に耳を傾けながら丁寧な説明を行うとともに、学校再編により子どもたち一人一人がより良い学びに向かうことができるよう、確固たる決意を持って取組みを進めていただきたいと思います。そして、保護者や地域住民の皆様から理解され、子どもたちが愛着と誇りを持てる魅力的な学校を創っていくことを心から願っております。

4 審議経過

令和7年2月19日 第1回審議会
教育委員会より諮問

3月17日 第2回審議会

3月25日 第3回審議会

5 行田市公立学校通学区域等審議会委員

No.	役 職	氏 名	選出区分
1	会 長	柿沼 耕一	学識経験者 (第3号委員)
2	副会長	島田 清子	学識経験者 (第3号委員)
3	委 員	安藤 秀一	公立学校の校長 (第1号委員)
4	委 員	飯岡 洋一	公立学校の校長 (第1号委員)
5	委 員	櫻井 真佐美	公立学校の校長 (第1号委員)
6	委 員	袴田 彩	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
7	委 員	木村 靖宏	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
8	委 員	羽賀 烈	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
9	委 員	小林 永典	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
10	委 員	飯塚 千十世	学識経験者 (第3号委員)
11	委 員	柿沼 清	公募の市民 (第4号委員)
12	委 員	寺崎 比呂志	公募の市民 (第4号委員)

任期：令和5年12月1日から令和7年11月30日まで